

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課 入室)

午前10時03分開議

1 付託事件審査

○委員長(日角 邦夫) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の議題の確認ですが、議事の順序について、変更について皆様に御相談させていただきたいと思っております。2の調査事件、(1)子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計)については、1の付託事件審査、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情にかかわる部分もありますことから、1の付託事件審査を(1)議案審査と(2)陳情審査に分け、まず、(1)議案審査の採決までを先に行い、次に、当該案件について調査を行った後に、(2)陳情審査に入ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) ありがとうございます。異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。また、本日は御案内のとおり、議題に付している調査事件が多いことから、委員会が長時間に及ぶことも考えられますので、各委員の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(1) 議案審査

○委員長(日角 邦夫) それでは、1の付託事件審査の(1)議案審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、まず議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案6件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、北原委員。

○北原 善通委員 議案第15号ですね。社会福祉総務費にですね。臨時福祉給付金給付事業関係経費として520万9,000円が計上されておりますけれども、給付金給付事業の準備経費と思っておりますけれども、この経費の内訳、また給付金の給付は実際にどのような手続を経て、どのように進められているのでしょうか、お答えください。

○保健福祉部地域福祉課長(佐賀井 学) 臨時給付金給付事業にかかわる経費の内訳についてのお尋ねでございますが、臨時給付金は平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として国の全額補助により、市町村が支給する給付金でございます。現在、支給に係る手続などについて国への確認や庁内調整を行いながら、本事業にかかわる実施要綱の作成や市民の方への制度の周知方法、システム構築などについての検討を行っております。この給付金の支給は新年度に入って、市民税の課税状況の確定後に行うこととなりますが、今年度から支給にかかる準備のための事務が生じるため、その必要な経費を予算計上しているものでございます。その内訳でございますが、給付金の案内チラシなどの印刷製本費や国が開催する説明会への出席に要する旅費、職員の時間外手当、またその他必要な事務用品、消耗品などとして、合計520万9,000円となっております。

ります。それともう1点、給付金にかかわっての手續と給付方法についてのお尋ねでございますが、給付金の給付手續につきましては、支給対象となる方に郵送または窓口で申請をしていただき、市において審査、支給決定した後、支給した方の指定口座に給付金を振り込む予定となっております。なお、給付金の手續に必要な申請書に関しましては、給付金の支給の対象と見込まれる方に対しまして、市から郵送する方法で考えております。郵送時期や申請方法などにつきましては、市民税の課税状況の確定後、できるだけ早い時期に実施できるよう検討しているところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 なるほどね。よくわかりました。その次にですね、障害者福祉費にですね、3億3,822万6,000円の補正予算が計上されておりますけれども、この内訳としてはですね、障害者自立支援給付費のほかですね、何点か掲げられております。この補正の考え方、これを進めることによってですね、障がい者の自立支援にどのように役立っていくのかということについて、御説明いただきたいと思いません。

○保健福祉部障がい保健福祉課長（鍋嶋 康文） 障害者自立支援給付費などの増額についてのお尋ねでございます。このたびの増額補正につきましては、利用者や利用件数などの増加によるものでございまして、その主な内訳といたしましては、障害福祉サービス費でホームヘルパーにより調理などを行う、居宅介護の延べ利用人員が3,766人から4,066人に増加したほか、日常生活上の支援や創作的活動、または生産活動の機会の提供などを行う生活介護等の延べ利用人員が1万1,268人から1万1,661人に増加したことにより、2億4,528万3,000円の増額。障害者自立支援医療費で身体障がい者を対象に、障がいの軽減や除去する手術などの治療に要する費用を給付する更正医療の延べ件数が8,880件から9,034件に増加したことにより、3,959万8,000円の増額。また児童福祉法に基づく、障がい児通所給付費で通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練などを行う、放課後等デイサービスの延べ利用人員が、804人から1,279人に増加したことにより、4,559万1,000円を増額計上しているところでございます。これらの事業につきましては、障がいのある方が地域において生きがいを持ち、安心して自立した日常生活または社会生活を営むために必要なサービスを提供するものでございまして、障がい者の自立の支援に役立っているものと考えているところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 よくわかりました。それからですね、次に最後になりますけれども、生活保護費について質問させていただきますけれども、これは補正がですね、2億3,800万2,000円。これは当然今月の3月末までの見込みも含んでの増額補正だと考えておりますけれども、生活保護受給者の増加は一定程度落ちついた、このような新聞報道もあったと思えますけれども、実際のところどのような状況なのか、今回のこの補正予算の考え方とあわせてお聞きしたいと思います。

○保健福祉部生活支援第1課長（小松 浩） おはようございます。最近の生活保護の動向といったことで今、お尋ねがございました。昨年度と今年度の一月当たりの生活保護受給世帯と受給者数の比較で申し上げますと、平成24年度4月でございますけれども、受給世帯数が9,250世帯、受給者数が1万2,841人となっております。今年度、平成25年4月では世帯数が9,501世帯、受給者数は1万3,043人となっております。しかしながら、平成25年3月に受給者数が過去最高値を記録した以降はですね、一転して減少傾向に変わりまして、現在はほぼ横ばいといった状況にございますけれども、昨年12月からまた

徐々にちょっとふえだしてきているといった傾向が見受けられます。一方、受給世帯数にありましては、一時期、減少しましたけれども、同じく平成25年9月頃から再び増加傾向に転じておりまして、翌月、10月からは過去最高を現在も更新し続けている状況でございます。こうした状況の原因といたしましては、函館を含む北海道の有効求人倍率が前年同月比で48カ月連続で改善しているといった状況、今後そうした状況が考えられるといったこともありますし、受給者数が減って、一方では世帯数がふえると、こういった状況につきましては核家族化の進行といったものも影響しているのかなどこのように思っております。それと補正額の内容につきましてでございますけれども、このたびの補正内容につきましては医療扶助費が4億2,631万6,000円の増額とさせていただいている一方で、生活保護法による保護の基準の一部改正などによりまして、生活扶助の減額分が1億8,831万4,000円となっております。合わせて2億3,800万2,000円の増額とさせていただいているところでございます。今回の補正の一番の原因であります医療扶助費の増額につきましては平成25年度4月から11月までの実績と平成24年度同月の実績に基づきまして、冬場に流行するインフルエンザなども、こういったものを考慮いたしまして今後の見込み額を算出させていただいております。以上でございます。

○北原 善通委員 非常にわかりやすく御説明いただきましてありがとうございます。生活保護もね、これが、補正が通りますと、220億8,975万6,000円。大きな金額になりますよね。ここの30ページにありますけれども、この委員会には直接は関係ございませんけれども職員費を見ますとね、職員費から引きますと約45億円も多くなるわけですよ。多いから悪いとかっていうんじゃないけれども、職員の場合は減額補正、この場合は増額補正と。えらい違い。皆さん方に申しわけないと思っておりますけれどもね。今はね、道から生活保護は来ませんよね。平成17年に中核市になりました。今、指定都市が20。それから中核市が42ですね、全国でね。で、特例市、函館も前は特例市だったけれどもこれが40。普通市が688だな。それに区が23。全部で813ある。で、中核市になってからは全額国から来るわけですね、生活保護は。これ道からは来ない。道議会議員には大変申しわけないけれども、国から全部来る。こういうことでやっていますので、随分生活保護もふえて申しわけないと。ここはもう一流企業並みの金額になっております。いろいろと頑張っていたきたいし、我々もこれに向けて頑張っていかなきゃならないと思っておりますので、以上で終わります。

○委員長（日角 邦夫） ほかに質疑ありませんか。板倉委員。

○板倉 一幸委員 補正予算ですので、増額や減額などもありますので、少しその内訳などをお聞かせいただきたいと思っております。まず市民部なんですけど、一つ街路灯電灯料補助金が772万8,000円増額をされておりますけれども、その内訳をお知らせいただきたいと思っております。

○市民部市民・男女共同参画課長（本吉 孝年） 街路灯電灯料補助金の増額補正した理由についてのお尋ねですが、今回の増額補正は北海道電力の電気量単価が昨年9月使用分から改定されたこと、及び火力燃料の価格変動を電気料金に反映させる燃料費調整単価が昨年の予算編成時の見込みから増加したことが主な要因でございます。内訳を申し上げますと、補正額約770万円のうち、電気量単価の改定によるもの、値上げによるものが約300万円。それと燃料費調整単価の増額によるものが約470万円となっております。以上でございます。

○板倉 一幸委員 わかりました。結構やっぱり引き上げにかかわっての影響が出てきていると、こうい

うことになろうかと思えます。この後さらに料金の引き上げなども検討されているようですから、そういう意味では、そういった意味での予算の圧迫といいですか、そういうものも考えられるなどというふうに思えます。次に後期高齢者医療療養給付金。衛生費のほうでいきますと、9,595万8,000円の負担金の減。一方、特別会計のほうは、連合の納付金として、97万1,000円、これ増額になってますがこの辺の内容といいですか、をお知らせいただきたいと思えます。

○**市民部国保年金課長（横田 吉辰）** おはようございます。後期高齢者の一般会計のほうの補正につきまして、療養給付費と負担金の減額補正の理由でございます。このたびの補正につきましては平成24年度の療養給付費負担金の確定に伴う精算でございます。療養給付費の負担金の積算につきましては平成23年10月に北海道後期高齢者広域連合のほうにおきまして、平成22年度の給付実績に基づき市町村ごとに負担金を推定しております。広域連合で決算の確定に伴いまして、平成24年度分の療養給付費が推計した金額を11億5,149万円ほど下回ったことから、法定負担分の、市の負担分ですが12分の1相当額であります本市の負担額9,595万8,000円の減額補正となったものでございます。続きまして、後期高齢者のほうの特別会計のほうでございます。こちらにつきましては、歳入におきまして、まずは繰入金、こちらのほう保険基盤安定分、これ低所得者に対します軽減措置でございます。これが当初の予算の見込みから実際の数、被保険者数、こちらのほうが伸び上回ったということで増額補正650万5,000円増額補正しております。あと、それぞれマイナスになっております減額補正分につきましては、平成25年度分の市の事務費、あとは給与費、さらには平成24年度分、前年度分の精算分、それが減額というふうになってございます。あと、歳出のほうでございますが保険事業費、健康診査の事業費につきまして増額、772万5,000円。こちらにつきましては今年度から対象者全員に対して、受診券を送付したことによりまして当初12%で見込んでいた受診率が14%分に上がったということで委託料を増額補正してございます。歳出の広域連合に対する納付金でございます。こちらにつきましては平成24年度分の保険料収入、ちょうど出納整理期間であります平成25年4月、5月分の出納整理期間中の保険料につきましては、市では平成24年度で歳入で受けることはできるんですが、支出のほうがかなわないものですから一旦繰り越した上で、平成25年度で支出するということになります。その分が9,097万1,000円ということでございます。以上が補正の内容でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。最初のほうの医療費が精算で、医療費が減少したとこういう、その特徴的な何か理由みたいなものはあるんでしょうか。

○**市民部国保年金課長（横田 吉辰）** 後期高齢者にかかります医療費の減につきましてのお尋ねですが、予算を推計する際には前年度、前々年度の伸び率を広域連合のほうで推計した上で前年度の部分に実績を乗じて、積算しております。国保のほうもそうだったんですけども、平成24年度につきましては全道的に、大きな都市なんですが医療費のほうがかなり下がってはきております。具体的な分析はまだなんですが、平成20年度から始まりました特定健診だとか、後期高齢者における健康診査、こちらのほうがある程度浸透してきて、生活習慣病の改善が見られてきているのかというふうには思いますが、今後分析を続けていきたいと思っております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。傾向ですとか、そういうのがわかりましたらまたお知らせいただければというふうに思います。

次、保健福祉部ですが、障がい者の皆さんの自立支援の給付について、先ほど北原委員から御質問がありましたのでわかりました。

それで、債務負担行為の補正が出ておりますが、社会福祉施設等整備費補助金の債務負担行為の期間が、当初平成26年から平成55年までと、こういう予定が、3つの施設にかかわって平成28年度から平成55年度というふうに、開始が遅れると、こういうような予定になっておりますけれども、これは何か理由があったんでしょうか。

○保健福祉部指導監査課長（田中 瑞穂） 債務負担行為の変更理由についてのお尋ねでございますが、今回、債務負担行為の変更をお願いしておりますのは、社会福祉施設等整備費補助金ということで、この補助金につきましては、社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金の元金償還に対する補助でございます。平成25年度当初の予算時点では、法人と福祉医療機構との借り入れ条件等に係る事前協議の内容、まあ、不確定段階での予算計上ということで、平成26年度から元金償還を開始し、平成55年度で償還が完了するものとして債務負担行為の期間を設定したところでございますが、このたび決定された、借り入れ条件が決定された内容につきましては、平成26年度から2年間を据え置き期間として、平成28年度から元金償還が開始されるということになったものですから、償還完了年度については、当初と変更はなく平成55年度で完了するというので、このたびは債務負担行為の期間の始期、まあ、始まる年度のみを変更するものでございます。

○板倉 一幸委員 わかりました。2年間据え置きになるということで、開始時期が2年遅れると、ということだということで、これについてはわかりました。

次に、介護保険特別会計なんですが、介護保険のシステム改修事業費ということで、1,010万7,000円、計上をされておりますが、ちょっとこれ、勉強不足で大変恐縮なんですが、これ新規なんですか、増額なんですか。ということと、それから内容はもちろんそうなんですが、これに対する国の特定財源ですとかそういうものがないのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○保健福祉部介護保険課長（鈴木 秀明） 介護保険システム改修事業費の増額補正についてのお尋ねでございます。介護保険システム改修事業費につきましては、本年4月以降の消費税増税に伴いまして、区分支給限度額基準額が見直されること、また介護サービス事業およびサービス内容のデータ形式につきまして変更がありますことから、これらに係るシステムの改修費用として1,010万7,000円を増額補正するものでございます。これにつきましては、国のほうから補助がございまして、国のほうから半額が、50%の補助が出るというふうになってございます。以上でございます。

○板倉 一幸委員 わかりました。半分、50%、国からの補助があると、ということですね。これについてはわかりました。

次は子ども未来部ですが、先ほど保健福祉部の臨時福祉給付金の質問がありましたが、この子育て世帯の臨時特例給付金給付事業、これも消費税増税に伴って支給をするところというようなことなのでございますけれども、この内容といいますか、広報啓発で123万8,000円というふうになります。その内容についてお知らせいただきたいと思っております。

○子ども未来部子育て支援課長（柴田 成） 子育て世帯の臨時特例給付金の制度内容等についてのお尋ねでございます。この給付金は平成26年4月からの消費税の引き上げに伴い、子育て世帯に与える影響

に対する措置でございまして、対象者につきましては、平成26年1月1日を基準としまして、函館市に住民登録をしており、児童手当の受給者に対して給付されますが、児童手当の所得制限を超えない方、これは平成25年の所得にかかわるものが所得制限を超えない方で、なおかつ生活保護の被保護者ですとか、臨時福祉給付金の給付対象者は除かれるという制度でございまして、児童1人につきまして、1万円が給付されるものでございます。

補正の事務費の内容もですよ。

(「はい」の声あり)

- 子ども未来部子育て支援課長(柴田 成)** はい。で、今回の補正の事務費の内容でございまして、職員費、それから旅費、これは厚生労働省の説明会が、国の補助対象、10分の10になるということですので、それから印刷製本等消耗品等の需用費を含めまして、123万8,000円でございます。で、制度内容等、今、国から結構通知が届いておりますので、現段階ではこれからの、先ほどの臨時福祉給付金とあわせてまして、ホームページ等での広報をしていくところでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** 支給の対象が平成26年1月1日における児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない者と、こういうふうになっておりますけれども、これ対象はどのくらいいらっしゃるでしょうか。
- 子ども未来部子育て支援課長(柴田 成)** 給付金の支給対象者についてのお尋ねでございます。推計では児童数で約2万4,300人、世帯数で申しますと約1万5,000世帯と試算しております。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** それから、私も厚生労働省のホームページを少し見てみたんですけども、要は振り込め詐欺ですとか、あるいは個人情報の詐取に注意してくださいと、ホームページ上こういうようなものが出てまいりましたけれども、これは市としてはそういったような詐欺や詐取などに気をつけていただきたいというような周知といたしますか、そういうのはどのように行う予定なんでしょうか。
- 子ども未来部子育て支援課長(柴田 成)** 振り込め詐欺等への対応でございまして、市としましてもホームページですとかチラシ等で周知してまいりたいと考えております。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** この後は新年度の予算にかかわるようなことでしょうか、ここではこれ以上は申し上げませんが、先ほどの福祉給付金もあわせてですけども、十分その辺のところはPRといたしますか周知がちゃんと行き届くようお願いをしたいと思います。この頃、よく町会の回覧ですとか、そういうのいろいろ、市のお知らせとか回ってきますけれども、見ない方がかなりたくさんいらっしゃるものですから、うちの町内の班でも、今、約半数くらいが名前を消して回覧要りませんと。町会費は払います、その代わり回覧は次の方に回すのが面倒だし、ほとんど自分に関係ないから要りませんと言って消してるんです。半分くらいまで消えていますから。ですから、そういうような状況があるということもあわせて、十分承知をいただいて、効果的な対応をしていただきたいというふうに思います。
- それでは、環境部なんですけど、再生利用品の売却で3,680万2,000円計上されていらっしゃるんですけども、これは細かく全部お聞きをするわけにはいきませんが、かなりの金額が売却されたというふうに思いますけれども、特徴的なことで結構なので少しその内容を教えていただければと思いますが。
- 環境部埋立処分場長(細越 清朗)** 再生利用品売却収入の補正の内容についてのお尋ねでございます。

この歳入につきましては、資源ごみとして収集したアルミ缶やスチール缶、ペットボトル、また粗大ごみや廃自転車等の金属くずを再生資源業者等に売却したものでございまして、当初の見込みより数量及び単価の増があったことから、補正をするものでございます。

それで、当初の見込みと大きく変動した要因でございますが、これは売却価格につきましては、当初、市況の変動が大きいことから、非常に大きく変わる傾向がございます。このため当初予算では的確に売却単価を積算することは非常に難しい状況でございますことから、その当時の市況を踏まえ売却単価を設定したものでございますので、御理解願います。

それで、補正の具体的な内容なんですが、アルミ缶につきましては当初より約1,500万円程度の増です。スチール缶につきましても、同じく500万円程度増です。あとペットボトルですね。ペットボトルが家庭系と事業系とございますが、あわせて約1,100万円程度の増という形が大きいところでございます。以上です。

○**板倉 一幸委員** わかりました。結構な金額になりますから、分別もまずまずしっかりやっていただいて、そういった再生利用品の売却、これからも進めていただければなというふうに思います。

最後に病院局ですが・・・。

(「病院局は別」の声あり)

○**板倉 一幸委員** あっ、病院は別ですか。

○**委員長(日角 邦夫)** この次。

○**板倉 一幸委員** そうですね、ごめんなさい。はい、終わります。

○**委員長(日角 邦夫)** ほかに、御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長(日角 邦夫)** それでは、質疑を終結いたします。ここで、理事者は御退室願います。

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課 退室)

(病院局 入室)

○**委員長(日角 邦夫)** 次に、議案第28号平成25年度函館市病院事業会計補正予算を議題といたします。御質疑ございませんか。

○**市戸 ゆたか委員** まず、この間の入院収益、外来収益についてどういう推移だったのかちょっとお聞きしたいと思います。

○**病院局管理部長(渡辺 史郎)** 入院収益、外来収益のこの間の推移についてのお尋ねですけれども、当初予算では市立函館病院の、例えば市立函館病院の一般病棟の入院患者は1日平均470人ということで積算して当初予算を計上しました。12月の補正の時点でそれを上回っておりましたので471人という形で補正して、今回さらにそれよりも伸びておりますので、今回の補正では478.3人と、1日平均、そういう形で増収、決算見込みを勘案してそういう形での収入の増加をやっています。それから外来収益につきましては、当初予算に比べて12月補正でも随分外来化学療法、抗がん剤の治療ですけれども、そういう外来化学療法が非常に伸びてるので、12月にも相当大きな増収見込みの補正をいたしまして、今回もさらに2月にも増額の補正をしてるということで、この間、当初予算に比べて市立函館病院の入院

外来収益は12月、2月と増額の補正をしたところでは、以上です。

- 市戸 ゆたか委員 入院も外来も収益を上げているということですね。それで、この補正予算概要を見ますと、給与費のところでは1億5,000万円弱、減になっているんですけども、その内訳、人件費だと思えますけれども、例えば看護師がどのくらい減ったのか、ドクターがどのくらい減ったのか、ほかの職員がどういうふうな形で減ってきたのか、その辺、内訳を教えてください。
- 病院局管理部長（渡辺 史郎） 給与費の減額の、その内訳ということですけども、当初予算では、例えば医師については90人見込んでたんですけども実績は88人と、2名減になります。看護師は605人で当初予算を計上してるんですけども、実績は595人。これは採用を予定していた方が年度初めに採用を辞退されたという人もいますし、年度途中で退職したという方もいて、三角10人ということですね。それから医療技術者は133人と見込んでたんですけども、これも採用辞退などが出て127人、6人減と。そういう医療職だけで18人の減という、これが主な内容です。以上です。
- 市戸 ゆたか委員 その金額がこの額ということで、そのほかに今お話ししていただいたのは函館だけですよね。函館病院だけですよね。あと恵山とか南茅部とか、そこら辺はどうなってるんですか。
- 病院局管理部長（渡辺 史郎） 恵山病院については当初予算で39人の人員を見込んでおまして、実績では40人で、1人増ということですね。職種は医療技術者が1人増になります。それから南茅部病院は32人の予定人員に対して、実際に32人ということで、2つの病院についてはそれほど大きな増減はなかったところでは、以上です。
- 市戸 ゆたか委員 先ほど入院収益も外来収益も増加傾向ということで、経営的には非常に頑張ってらっしゃると確かに思います。ただ、その中で職員が減になってるっていうあたりでは、現場サイドでの定員割れとか、そこら辺の混乱はないんでしょうか。
- 病院局管理部長（渡辺 史郎） 予算で見込んだ職員が確保できないことで、現場で負担になってないかというお尋ねなんですけれども、この間、特に看護職ですね。なかなか有給休暇もとれないとか、時間外が多いというのが、何年か前までは現場の声として非常に大きかったところでは、そのところは重点的に看護職の増員にこの間取り組んでまいりました。この間、平成19年には看護師の定数を50人ふやまして、平成22年にも80人ふやして、それから平成25年、今年度も50人、定数をふやまして、看護師は平成18年、こういうふうに定数をふやす前は、市立函館病院ですね、469人の看護師が、今、平成25年現在650人いるということで、随分ふやしてまいりました。その間、7対1看護とかもとりましたから、実際にふやす必要もありましたけれども、そういう形で各病棟に配置している看護師の数もふえまして、この間、時間外の勤務とか、有給休暇の取得も、何年か前に比べると随分、少し取得できるようになってます。だからといって、全く今、本当に負担が厳しくないのかということ、そうではないんですけども、これからも増員に努めていきますけれども、何年か前に比べると現場のほうでは仕事の負担というのは少し軽減したというふうに我々把握しています。以上です。
- 市戸 ゆたか委員 はい、わかりました。新年度予算にかかわることはちょっと質問できないんですけども、看護師の確保だとか、それから医師の確保は4月からは大丈夫なんでしょうか。めどだけ聞きます。
- 病院局管理部長（渡辺 史郎） これは市立函館病院に限っての話で恐縮なんですけれども、今、看護

師さんについては、新年度、4月1日に43人採用できる見込みでありまして、また少しマンパワーとしては充実できるんじゃないかなと思っておりました。それから医師なんですけれども、4月1日については、特に増減ない見込みです。ただ、平成25年度の年度途中で呼吸器内科と婦人科と、それから麻酔科で医師がふえておりますので、平成25年度当初に比べると平成26年度の当初は少し充実した陣営でやれるというふうに考えてました。以上です。

○市戸 ゆたか委員 先ほどナースがマイナス10人ということで、新規が43人ですから、それなりに充足されていくというふうに思っております。わかりました。

次に材料費なんですけれども、この間も収益を上げているけれども、それに伴って材料費が上がって、補正も去年ですか、組んでますけれども、さらに今回も補正が組まれてると、3億4,000万円ですね、組まれてるということで、心配してるんですよ。要するに、せっかく頑張って収益上げて、経営も右肩上がりに来ているときに、その材料費でどんどん支出されていくのもどうなのかな。ただ、治療との関係もあるので一概にへらしなさいへらしなさいとも言えないんですけれども、そこら辺ね、例えば病院事業経営改革評価委員会というのも行われていますよね。その中でも多分議論されていると思うんですが、そこら辺の分析はどうなってますかね。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 材料費の増加についてのお尋ねですけれども、何度か説明申し上げたとおり、高額のがん剤とかを採用したりということで少し、それは外来収益、入院収益の増加と連動する形ですけれども、材料費というのも伸びています。それ以外に、今、市立函館病院、高齢化の進展等で高齢者の、しかも重症の患者さんというのがたくさん患者さんとして来るというふうになりまして、そういう方、どうしてもいろんな病気で、いろんな合併症とかも出てくる危険性もあるものですから、いろいろな抗菌剤とかというの、結構高い抗菌剤とかというのもある程度診療現場で使うということがありますんで、特にその後者のほうの抗菌剤とかについては、少し適正に使用するよう、各診療科のほうに院長、副院長から少し指示を出して、きちんと各診療科に深く入って、いろいろ協議もしながら材料費の適正な抑制といいますか、そういうことも今、心掛けてるところです。そして、それは先日、2月19日ですね、病院改革プランの経営改革評価委員会というのを2月19日に開催しましたけれども、市戸委員おっしゃったように、その評価委員の皆さんからも材料の増加というのはちょっと心配だとその辺のところはよく、何といいますか、コントロールするように心掛けてもらいたいという意見はいただいて、そのことについて我々もきちんと受けとめてるところです。以上です。

○市戸 ゆたか委員 はい、終わります。

○委員長（日角 邦夫） ほかに、御質疑ありませんか。

○板倉 一幸委員 平成26年に診療報酬改定になります。これは新年度の話ですから、改めて予算特別委員会などでお聞きをしたいというふうに思ってるんですが、平成25年も一部、少し見直しがあったというふうに思いましたけれども、これは病院の収益上というか、収支上何か影響があったのか。まあ、いくつかが当然あるというふうには思うんですが、それほど大きな額になっているのか、なってないのか、ちょっとその辺のところもわかんないものですから、その辺あったらちょっと教えていただければと思うんですが。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 診療報酬改定のお尋ねですけれども、診療報酬改定は、今は2年に1

度というサイクルでやってまして、平成24年度、で、次は平成26年度ですね、これは報道されているように消費税の対応分ですとかというのがあって、全体ではプラス0.1%の伸びですけども、消費税分差し引きますと実質減ということで非常に苦しいというようなものですけれど、平成25年度は特に見直しというのは把握してなかったところですよ。以上です。

○**板倉 一幸委員** 何か聞くところによると診療報酬の点数が改定になってるとかというふうなことがあったというふうに聞いてるんですが。まあ、でなければ結構ですが、あれば教えていただきたいと思いましたので質問をさせていただきました。

それから、器械備品費がまず、これはエイズの治療拠点病院の整備事業にかかわってだというふうに思うんですけども、この内容を少し教えていただければと思います。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** もう一度改めて、診療報酬改定については、平成25年度は点数は改まったところはないと把握してました。

続きまして、医療機器の整備にまつわる御質問ですけども、今回補助金で、資料の1ページの真ん中辺に記載しているとおり、資本金収入の補助金ということで、エイズ治療拠点病院整備事業費補助金4,447万1,000円の増と。これは国から、この補助金が確保できまして、1月に内示をもらって、この2月補正予算に計上したところなんですけれども、これ2分の1補助でございまして、この倍の事業費を予定してます。で、いろいろな必要な医療機器を購入しようとするものです。大きなものは人工心肺装置です。それから、高周波手術装置。それから、血液ガスの分析装置、酸素飽和度だとか、二酸化炭素の量とかというのを分析する装置ですね。このような医療機器を7点ほど購入する財源がついたという補正でございまして、もともと欲しかったところなんですけれども、なかなか毎年3億円程度の医療機器の更新といいますか、購入というのを予定してまして、財源を取得しましたら、その分予算も増額して、財源見合いの額を支出、ふやして機器を整備しようというふうにして、今回も1月にももらった内示の額をそのまま補正させて、同じ額だけ備品の額も増額するという補正をしてるところでした。以上です。

○**板倉 一幸委員** ちょっとあの、医学的な、医療技術的なことっていうのはあまりよく承知をしてないんで、多分、かなりその治療といいますか、その拠点病院としての治療に大きな貢献をする装置なんだろうというふうに思いますんで、ぜひ有効に活用いただきたいなというふうに思うんですが、これは病院にお聞きをすることではなくて、保健所にお聞きすることなのかもわからないんですが、患者数といいますか、患者さんの実態といいますか、それはどうなのかおわかりでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** おそらく板倉委員はH I Vの患者さんについてのことというふうにご受けとめたんですけども、H I Vの治療拠点病院、エイズの治療拠点病院というのは、道南、渡島・桧山、この三次医療圏で市立函館病院だけです。それで、このエイズ治療にも活用できる器械を購入すると、この財源を活用できるということで、必ずしもさっき申し上げた人工心肺装置ですとか、高周波手術装置が、必ずH I Vの、何というんですか、患者さんのその治療のためだけに専門で使うわけではなくて、それにも活用できる器械としてこれを購入して、ほかの治療のときにも使えるということですよ。ということで御理解いただいて、患者数については、ちょっと我々把握してなかったところでした。以上です。

○板倉 一幸委員 はい、いいです。

○委員長（日角 邦夫） ほかに、御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） それでは、質疑を終結いたします。ここで、理事者は御退室願います。

（病院局 退室）

○委員長（日角 邦夫） これより、各事件に対する協議を行います。先ほどの質疑等を踏まえ、当委員会に付託された議案7件に対して、委員間で協議すべき事項はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） ないようですので、これより議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案7件について順次各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際、賛否理由につきましても、あわせて御発言いただきますようお願いいたします。それでは、市政クラブさん。

○北原 善通委員 マルですよ、ずっと。全部マル。

○委員長（日角 邦夫） はい、全部マルということですよ。民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員 はい、私どもも全てマルです。

○委員長（日角 邦夫） はい。公明党さん。

○小林 芳幸委員 全部マルで。

○委員長（日角 邦夫） はい。市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 うちも全部マル。

○委員長（日角 邦夫） 日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 はい、うちも全部マルです。

○委員長（日角 邦夫） 一通りお聞きしましたので、私から各会派の採決態度を確認します。市政クラブさん、全部マルと。民主・市民ネットさんも全部マル。公明党さんも全部マル。市民クラブさんも全部マル。日本共産党さんも全部マル。これで、何か御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） ほかに、ありませんね。これで、協議を終了いたします。ここで、事務調整のため、再開のめどを11時10分とし、暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時16分再開

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課、病院局 入室）

○委員長（日角 邦夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、当委員会に付託された各事件について、順次、採決をいたします。

それでは、議案第15号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第17号平成25年度函館市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第19号平成25年度函館市奨学資金特別会計補正予算、議案第21号平成25年度函館市介護保険事業特別会計補正予算、議案第23号平成25年度函館市後期高齢者

医療事業特別会計補正予算、議案第28号平成25年度函館市病院事業会計補正予算、および議案第30号函館市社会福祉審議会条例の一部改正についての以上7件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、理事者は御退室願います。

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課、病院局 退室)

2 調査事件

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計)について

○委員長(日角 邦夫)

・ 議題宣告

・ 本件については、2月24日付けで資料が配付されており、前回の委員会において理事者より説明を受けることとしていたので、理事者の入室を求める。

(子ども未来部 入室)

○委員長(日角 邦夫)

・ それでは、資料について説明をお願いします。

○子ども未来部長(岡崎 圭子)

・ 資料説明：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計)について

(平成26年2月24日付子ども未来部調製)

・ 以上が、このたびのニーズ調査の概要である。今後においては、国から必須の調査事項となっている就学前の児童の保護者に対する調査の結果を踏まえ、先般国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」というものがあるので、これを活用して本市における保育所や幼稚園等の需要量の見込みを算出するとともに、ニーズ調査の結果を分析して、今後、作業を進めていく函館市の子ども・子育て支援事業計画への反映に努め、各種施策の効果的な展開につなげていきたいと考えている。

・ なお、この調査結果報告書は基本集計の概要をまとめた、いわば速報版なので、さらに内容の精査を行い、調査結果のグラフ化だとか簡単な分析結果のコメントを付したりして、報告書として作成をした後、改めて皆様に完成版として配付をさせていただきたい。

・ それでは、時間の関係上、全ての項目について詳細な説明はできないけれども、今回の計画のかなめとなる就学前児童の保護者の回答を中心に、かいつまんで担当課長である子ども企画課長のほうから説明をさせていただく。よろしく願います。

○子ども未来部子ども企画課長(宿村 篤由)

・ 資料説明：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計)について

(平成26年2月24日付子ども未来部調製)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明を含め、各委員から何か御発言あるか。

○齊藤 佐知子委員

- ・ このニーズ調査は、今後函館市が子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料ということでお話だったが、あくまでもこのニーズ調査に基づいて策定すると。計画を策定するに当たってほかに参考にしようとは考えていないのか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 今後つくる子ども・子育て支援事業計画に当たっての、ニーズ調査だけで計画をつくるのかというお尋ねだ。このニーズ調査については、特に就学前の児童に対する調査については国の必須事項になっていて、就学前の幼稚園、保育園等を利用する子供たちの需要量を推計するために必ずやることになっている。それ以外の部分についても、今の支援事業計画については現在の次世代育成支援後期行動計画の後継的な意味合いも持たせているものだから、その中で、これまでの施策を展開した中でニーズがどう変わってきているかということも踏まえて、その分析結果をもとに新たな計画の中で、効果的な事業展開をしていきたいということでやっていく。そのために今、市では子ども・子育て会議を設置して、その中で各関係団体、一般市民の方も公募で委員になっていただいて議論を進めているので、ニーズ調査はもちろんなんだけれども、そういう各関係団体、市民の方の意見も聞きながら、最終的には議会の方にも意見を聞きながら、パブリックコメントを経て計画づくりをしていく予定となっている。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 就学前児童のことに關しては、国からの必須条項でのアンケートというお話だったが、この全体のアンケート項目は全て国から来ているということによろしいか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ ニーズ調査の項目についてのお尋ねだ。就学前の児童については、国からまさしく項目が示されていて、それに基づいて実施をしている。それ以外の項目についてはこれまでの計画、次世代の計画の策定状況があるので、その中で聞いている質問項目を、そのニーズがどのように変わってきているか、満足度がどう変わってきているかということを押さえるために、基本的には次世代に関するニーズ調査の項目と整合性を図りながら項目を設定したところだ。

○齊藤 佐知子委員

- ・ わかった。今回、この子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たっては、その地域の子育て拠点事業とか放課後児童クラブとか病児保育とかの量の見込み、それから提供体制の確保、そういうことをきちんと計画に盛り込んでいかなければいけないということになっている。そういう意味では、この就学前児童の保護者のアンケート項目というのは、これからの函館市がつくっていくその量の見込みとかにも影響が一番大ききところだと思うんだ。

そういう中で、この2ページの調査結果を見ると、就学前児童保護者には5,000人に配付をしているけれども、回収数は1,907、回収率38.1%だ。小学校の児童保護者だと71.5%と高いんだけど、未成年者、成年者になると20%と非常に低い回収率だ。私はこの回収率だけでこの計画を策定していくのは非常にどうなのかなと。ほかにもさまざま参考にしながら計画をつくっていかねばいけないの

ではないかと考えてるんだが、このあたりの回収率に関してはどのようにお考えだろうか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ ニーズ調査の回収率についてのお尋ねだ。議員御指摘のとおり、回収率は決して高くはないと思っている。函館市の就学前の児童数については、調査の基準として平成25年3月末の時点で、1万666人の児童がいて、今回その中から5,000件を抽出して調査を実施したところだ。結果として1,907件の回収ができているわけだが、一般的に、統計的に対象数が1万人くらいであれば1,000件程度の回収ができれば、高い確率でボリューム的なことも推計できると言われているので、その辺は1,907人とれてるので問題はないものと認識している。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 1万で1,000件という10%だ。それで、今回の1,907人でも問題ないという答えだ。先ほどの御答弁でも、これ以外にも子ども・子育て会議だとか、いろんなところでの御意見も参考にすることだ。

民間で今回、子ども白書で、函館のたくさんの子供たちの声をじかに聞くというアンケート調査もあった。このニーズ調査ももちろん大事だけれども、ほかのものもしっかりと参考にして、よりいい計画の策定にしていきたいと思うので、よろしく願います。中のこまごまは、子ども・子育て支援事業計画の見込みだとか、そういうことに変参考になるものだけれども、それ以外にも児童館の利用のことだとか、朝食を食べるとか食べないとか、非常に函館の子供の単なる事業計画以外にも、いろんなところに利用できる、大変中身のあるアンケート項目だと思う。だからぜひほかの部分でもつなげて、しっかりとやっていただければと思っている。

- ・ この基礎資料のあと棒グラフや分析をしていくことは、大体いつくらいまでにはできるとお考えか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 最終的な報告書の完成までのお尋ねだ。今、委託事業でやっているものだから、業者との調整を行っていて、今月中には完成したものを議会のほうにも配付できるものと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 終わる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私も回収率が非常に気になっていて、この低い中で函館市内の子育てをしている傾向を分析しているのかなという心配な点あったけれども、10%で推計しているということだ。ただやっぱりこれだけに頼ってほしくないと思っている。
- ・ これから分析に入っていくと思うけれども、就学前の子育て中のお母さんたちが何に不安を感じているのか、そこら辺は今の時点でどう捉えているのか。
- ・ それともう一つ、32ページで、せっかく病児保育ができたんだけど「利用したいとは思わない」が65.5%なんだが、さらに下を見ると問24-3で「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」を希望しているんだ。今まさに函館市はそういう病児保育をしているんだけど、利用したいとは思っていないということなので、それを分析するとしたら知られてないんだと思っているんだけど、その2点だけお聞きしたい。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果をどのように考えているかという、ニーズ調査に基づく保護者の受けとめ方についてのお尋ねだ。基本的に分析はこれからになって、報告書の分析をもとにさらに計画づくりの中で詳しく分析をしながら、個々の施策に対して反映をさせていくという作業がこれからなるものだから、今の時点ではちょっとお答えはしづらい部分はあるんだが、基本的に印象とすると経済的な面で、生活をするためには就労をしなければならないという経済状況が依然として函館市にはあるのかなというような認識はしていて、ただ働くにしても子育て中であればフルタイムよりもパートタイム、アルバイト等を希望する方も多いということも出ているようなので、そのような受けとめ方は今の時点ではしている。
- ・ 続いて、病児保育に関するお尋ねだけれども、基本的に「できれば利用したい」と答えてる方のほうが30.4%と少ない状況だ。利用したいと思わない方については、基本的には保護者の思いとして病気のときにはできれば子供と一緒にいたいという気持ちがあらわれてるのかなと思っている。ただ、現実仕事をしている上ではなかなかままならない方もたくさんいらっしゃるんで、そういう方にとっては小児科だとかに併設した施設であれば安心してみていただけるのかなということだと思う。市としても、病児保育事業についてはファミリーサポートセンターでも病後児の取り組みもやっているんで、あわせて引き続き周知を図ってまいりたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 2点と言ったけれども、もう一つ。今回のニーズ調査、これから分析に入っていくわけだけれども、学童についてもそうだけれども、それぞれの保育所に関しても条例をつくると思うんだが、それと標準モデルもつくっていくということで、委員会ではその結果が出てからいろいろ判断したいということもあると議論してきたんだけれども、このニーズ調査でそういう条例だとか標準モデルのほうも考えていくのか、そこら辺はどうお考えか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 今後、市として条例制定等が必要な基準に関する関係とニーズ調査とのお尋ねだ。基本的に今、市のほうで条例等が必要なものに関しては、学童保育の設備運営基準だとか、保育の必要性の認定にかかる基準、保育所、幼稚園、認定こども園などの保育料の基準、あと幼保連携型認定こども園の認可基準などがあって、基本的には今年度中に政省令としてその基準の案が、国の考え方が市町村に示される予定となっていて・・・。（「今年度中か」の声あり）はい、一応今年度中とされている。それを踏まえて、各自治体においては条例化をして条例規則等を定めることになる。実は、昨年末くらいまでには案が示されるような話も聞いていたんだが、まだ実際、国の中でもまとまりがつかないようで、示されていない状況にあるので国の動向も踏まえながら、それでも市とすれば今年の秋くらいまでには条例を定めるということになるので、国から決められてるものと市の裁量による部分をあわせて、子ども・子育て会議で議論をしながら条例化の作業を進めていくことになる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 標準モデルは。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 学童保育にかかわっての標準モデルとニーズ調査ということのお尋ねであったかと思うが、今、課長から説明したとおり、各種基準はまだ国から示されていない。この基準の中には、学童保育所の設備及び運営に関する基準も含まれている。したがって、学童の基準についても国からの決定的なもの、政省令での基準というのはまだ受けとめているわけではない。まずはこれを受けとめて、ほかの基準と同様に国基準を踏まえながら市の条例化を検討していくことになる。基準に対応する中で、市の支援策といったもの、その質の拡充といったものもまた出てくる可能性もあるわけだから、そういった国の動向を見定めながら、どのような支援策、このニーズ調査の中でいろんな要望が出されてるわけだから、それを充足するための支援を市として打ち出していくことができるのかといったことについては、まずは国の基準から始まっていくものだから、それを見ながら進めていきたい。そして、標準モデルは条例化でその全てが盛り込めるわけではないので、盛り込めない部分については、学童保育が標準的にどうあるべきかということの指標としてモデル化していくということになるので、それを積み上げていって標準モデルの達成のためにこれからは取り組んでいくというふうになっている。そういう内容のものになっていく。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 国からの基準が示されていないということでは、相当子ども・子育て支援新制度に対しての混乱があると思っている。国から示されないと、市もそれに着手できないというあたりでは、相当ずれ込んでいくと思う。ニーズ調査もこれから分析していくということで、これからまだまだ時間がかかっていくし、子ども未来部もちょっと大変だと同情するけれども、そういった意味ではまだまだ国の動向を見ていく段階だということで確認した。

○池亀 睦子委員

- ・ 国の子ども・子育て会議を何度か私もネットで見させていただいて、これが最後といってもまた再度招集をかけてやっているような状況で、国自体もタイトに——自治体もタイトに推し進めなきゃいけないんだけど、これを今月中には何とか一つのものになるということで、函館市の子ども・子育て会議にこのニーズ調査はどのように使っていこうとしているのか。確認をさせていただきたい。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 市の子ども・子育て会議におけるニーズ調査の活用についてのお尋ねだ。先般、第3回の市の子ども・子育て会議を開催させていただいて、その中でこのニーズ調査の報告については同様にさせていただいている。今後、会議の議論を経ながら計画づくりを進めていくものだから、その中では、市とすると事務局として素案なりたたきをつくって、それを委員の皆様から意見をいただいて形にしていこうような作業を続けながら計画の中にきっちりとニーズを反映させていこうような作業を今後進めて行くことになる。

○池亀 睦子委員

- ・ わかった。しっかりと活用していただきたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。

- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ ここで理事者は、御退室願う。

(子ども未来部 退室)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題終結宣告
-

1 付託事件審査

(2) 陳情審査

○委員長(日角 邦夫) 次に、1の付託事件審査に戻りまして、(2)陳情審査で、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

それでは、本件について各委員から何か御発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 発言を終結いたします。

○委員長(日角 邦夫) 次に、陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

それでは、本件について各委員から何か御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) ありませんか。それでは、発言を終結いたします。

○委員長(日角 邦夫) これより、当委員会に付託された陳情について、順次各会派の賛否をお伺いします。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより、不採択の決定をした陳情については賛否の理由等にかかわる発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思っておりますので、御配慮の上、発言くださるようよろしくお願いいたします。それでは、市政クラブさん。

○北原 善通委員 継続です。結論は、前から申し上げているとおりですから。

○委員長(日角 邦夫) 民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員 それぞれ、私も個人的にはどうしたほうがいいのかというような考えはありますけれども、今のニーズ調査などの、これから細部の分析ですとか、あるいはそういったものが出てくるようですし、国も少し遅れて、非常に地方にとっては不満ですけれども、出てくるということになっているようですから、それらをしっかり見定めて、どう対応するのかと決めたほうがいいたろうというふうに思うので継続でお願いしたいと思います。

○委員長(日角 邦夫) 公明党さん。

○小林 芳幸委員 同じく継続で。

○委員長(日角 邦夫) 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 うちも先ほど来、議論があったように国の動向なり、まもなく出るということだから

ら。それと標準モデルも、それを見てからということで継続ということで。

○委員長（日角 邦夫） 継続、はい。日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 毎回言っていますが、3項目については私たち同じ思いでいますので、賛成という立場をとっておりますけれども、皆さんが継続であるならば継続ということと、それから標準モデルだとか国の基準がまだ示されていないというあたりでは継続と言うことでお願いします。

○委員長（日角 邦夫） 一通りお聞きいたしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。全会派継続ということで、確認いたします。

ここで、何か御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） これで、協議を終了いたします。

○委員長（日角 邦夫） これより、当委員会に付託された陳情について採決をいたします。

陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号まで、及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項から第4項まで、継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、そのように決定いたします。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定した事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって閉会中もなお継続審査する旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、継続審査部分を除き本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

皆さんに御相談ですが、このような時間ですので休憩して、再開予定を午後1時とし休憩したいと思います。いかがでしょうか。

○佐古 一夫委員 委員長、手話言語法の制定を求める……。これ後か。

○委員長（日角 邦夫） 午後、その他のほうで。

○佐古 一夫委員 ああそう。わかりました。

○委員長（日角 邦夫） よろしいですか。それでは、再開予定を午後1時として暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時02分再開

2 調査事件

(2) 減塩食の塩分の基準超過について

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 再開宣告
- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、3月7日付けで資料が配付されており、正副としては経緯や詳細について当委員会として調査すべきであると考えことから、理事者より説明を受け調査をしてみたいと思っている。皆さん、いかがか。（「はい」の声あり）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（病院局 入室）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ それでは、資料について説明をお願いします。

○病院局長（吉川 修身）

- ・ 既にテレビ、新聞報道されたところだけでも、市立函館病院において特別食加算の対象となっている減塩食の提供に際し、制限塩分をある期間、基準値を超えていることが判明し、診療報酬上の加算分の自主返納に至った。適切な献立を作成し、栄養管理に基づいた食事を提供することは入院医療の治療の一環であり、その基準を順守できなかったことは患者さんに対する病院の信頼を損ない、栄養管理部門に対する病院としての管理責任が問われるところであり、病院局を代表してまずは患者さん及び市民の皆様にお詫び申し上げます。
- ・ 経緯と再発防止策については、資料にまとめているので管理部長より説明させていただく。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 私からも、民生常任委員の皆さんに的確な情報伝達ができなかったことについてお詫び申し上げます。
- ・ 資料説明：減塩食の塩分の基準超過について（平成26年3月7日付病院局調製）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明を含め、各委員から何か御発言ないか。

○北原 善通委員

- ・ 冒頭、病院局長が発言を求めるということは、いいことではまずない。悪いことだから発言があったんだけど、こういうことはあってはならないことで、そして、協議をされて責任をとった形で、その中で退職した。これは個人のあれだから仕方がないけれども、本当に成分計算とかそういうのができたのか。普段からだらしがなかったのでもないのか。こんな単純な計算ができないなんて、恥ずかしいことだろう。

○病院局長（吉川 修身）

- ・ 僕らも栄養管理のことはあまり専門ではないので、細かくは知らなかったんだけど、プロの管理栄養士の話では、献立表を見れば塩分がどのくらいとかそういうのがわかるのが普通なんだそうだ。僕はそういうことがわからなくて、そういうデータを処理する機械で計算しなければできないものだと思っていたけれども、本当の管理栄養士というのはそれができるのが当たり前なんだそうだ。そういうことは今回認識させられたけれども、いろいろ我々にしても全ての管理部門のプロの部分が全

部把握できているわけではないということが認識させられたところだ。

○北原 善通委員

- ・ 食事などができたときに、患者に食べさせる前に検査なんかはないのか。外部から意見が出て、それに基づいて検査したらこうだったって、こんな恥ずかしいことはないだろう。少年刑務所の所長さんは、出すときに自分のところに必ずお膳が出てくる。そのお膳を箸つけて、これで回すんだよ。許可するんだよ。だから、大きい病院なら大きい病院なりにむしろそういう方法が、毎食毎食でなくてもいいからあってもいいんじゃないか。誰かやっているんじゃないのか、こういうのは。それで気がつかなかったのか。だったらその人だって責任があるじゃないか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ おっしゃるとおり、食事の提供に関しては各食必ず院内の医師または管理栄養士が提供前の時間に検食という形で実施をしている。ただ、今現在当院にある食種、いろんな食事の種類があるけれども、検食をしているのは常食、一般的な常食というもので検食をしていて、カロリーの制限食だとか脂肪コントロール食というのは今現在実施していない。ただ、常食に関しては医療法だとか健康保険法の中で定められた項目なので、それに関しては、常食については各食365日実施している。

○北原 善通委員

- ・ だからこの人だけの責任ではない、要するに病院側にも落ち度があったということがわかるわけだ。検食というのはやっぱり大事だ。そうしたらわかるはずだ。先ほどの函病の話では、やっぱりすごく函病の評判がいいから、どんどんどんどん患者もふえるし、医師もふやす看護師もふやす、こういう体制になってきているんだから、今後嚴重にこういうのはひとつ守っていただきたいと。それこそ嚴重に、委員会としては注意しなきゃならないということ。頑張ってもらいたい。

○板倉 一幸委員

- ・ 平成25年8月に、職員から病院長に対して基準が守られていないのではないかとという声が寄せられたと書いているけれども、この辺の経過をもう少し詳しく教えていただきたい。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ まず最初の発端だ。8月と記載しているけれども先立つ6月に、実際に調理に携わったことのある患者さんがいて、その患者さんが減塩食を提供されていたんだけど、減塩食にしては味がしっかりしているという疑問を持って、この担当ではない管理栄養士に伝えたということがある。その管理栄養士が栄養士のチームだとか、先ほど申し上げた栄養管理委員会、あるいは上司とかに報告して、きちんと組織で対応するようにすればもっと早く問題の解決に行けたと思うんだけど、これがすぐにはそういうところで議論されずに8月、その管理栄養士が栄養担当ではない別の医師にそのことを言って、その医師が院長に伝えて初めて病院として把握したということになったところで、そういうところに組織的には問題があったと我々把握している。

○板倉 一幸委員

- ・ これがなぜ今、表面化してきたのか。8月の時点で、病院内ではこういうことがあったとわかっていただろう。それが新聞報道で表面化をした、その理由はどういうことなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ この減塩食の基準超過については、病院として深刻に受けとめて8月直ちに調査委員会を設置して調査するとともに、北海道厚生局にも直ちに報告して協議をしてきた。その結果、病院が基準を超えていない分も含めて過去1年分の減塩食加算の全額を自主的に返還するという事になって、つまり返還を命令されるといったペナルティは課されなかったところだ。そして、病院として再発防止のため外部の管理栄養士を招いて専門的な指導を受けるなど、適切な病院食が提供される体制の再構築も進めているので、私ども公表はしなかった。こういう形で報道機関の方に知られたのは2月20日に院内でこの間の経緯をスタッフに対して経緯を説明したということがあって、そのことで報道機関の方に知らされたと推測している。

○板倉 一幸委員

- ・ この食事でも医療行為だ。であるならば、対応を早くすることは当然だけれども、こういう事実があったということは、どういう形でするのは別にしても公表すべきだと思う。報道がなければ公表しなかったのではないかと疑われてもやむを得ないことだから、そこはやっぱりちゃんとしてほしいと思う。
- ・ それから、例えば材料だとか調味料だとかの確認、これはやっぱり4人の管理栄養士がいて、その内の1人だけが担当しているという体制に問題があったのではないだろうかと思う。これはずっと過去から、献立の関係は1人の管理栄養士さんが携わって、ほかの方は携わることはなかったのだろうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ まず、今回のような事態を公表することについて、病院の中でもいろいろ議論がされ結果的に公表しなかったところだけれども、今後これを反省してきちんと対応してまいりたい。
- ・ それから次に、このとき4人の管理栄養士がいたのにお話だけれども、平成25年4月に4人になった。それ以前は3人の体制でいて、病院食の献立を担当している主査職が1人、それからNST——栄養サポートチームというんだけれども、それは栄養士だけではなくて医師、看護師、いろんな医療技術者が入って、1人の患者さんについて栄養状態の評価、判定をして、適正な栄養補給をするというNSTという取り組みがあるんだけれども、それを専らやる管理栄養士と、それから患者さんに対する栄養指導という、個人の面談だとか集団とかもあるけれども、そういう栄養指導をするという担当みたいな形で3人がそれぞれ担当を決めて、お互いあまりよその仕事には口を出さないところがあった。やはりそういう組織のあり方というのが非常に問題だったと思って、今回こういう事例が出て、しっかりそこは改めるように今、体制の再構築をしているところだ。

○板倉 一幸委員

- ・ その食事でも要は医療行為と同じことだということであれば、なおさらそれは、1人の考えでやってしまうというのは間違いが起こる元凶になるわけだから、そこはしっかり改める必要があると思う。
- ・ 再発防止策の実施の中でも、複数の管理栄養士がチェックする体制にするということだけれども、具体的にはどういうふうにするのか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ 複数の管理栄養士でのチェック方法ということで、具体的な御指摘だ。献立をつくる中で給食のソ

フトという便利なアイテムがあるんだけど、そちらに食材を入れるとエネルギー量、たんぱく、脂質、炭水化物、食物繊維とかいろんな栄養素が入っているんだが——当然、塩分というものがある——それが一覧表になって出てくるので、これを複数の目で確認をしている。先ほどから問題になっている塩分制限に関しては、6グラム未満ということの定量的な数字で目で見てわかるわけだから、それをチェックさせていただいている。

○板倉 一幸委員

- ・ 患者さんというのは食事がある意味では楽しみでもあるし、それからその味がおいしいかおいしくないかというのはやっぱり敏感なんだ。だから、そのときによって味が濃かったり薄かったり、あるいは食事全体の味つけや見た目もそうだけれども、かなり気になさってる。今回は調理に携わったことのある患者さんがいて、その味が濃いんじゃないかと、こういうようなお話だということなんだが、普段から患者さんの食事に対する声を聞くというシステムはあるのか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ 患者さんからの味の調査ということになるけれども、これも法で定められているところだけれども、喫食調査ということがあって、味に関してはいかがかと、米のかたさはどうかとかという形での患者さんからのアンケート調査ということは実施している。

○板倉 一幸委員

- ・ わかった。そういうアンケートがあったという話を聞いたことがなかったものだから。やってるとのことだ。
- ・ それで、この献立の塩分データを書きかえたと言っているわけだけれども、今回は減塩しょうゆの問題だけれども、書きかえたデータというのはしょうゆだけではないだろう。どうなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ データの書きかえについてだけれども、「減塩しょうゆは実際使われてなかったんだよね。だとすれば普通のしょうゆにして塩分を、データをちゃんと正しいものにしなさい」という指示をして書きかえていたんだけど、それ以外の、しょうゆ以外の塩分量についてもデータの書きかえをしたところなんだ。

○板倉 一幸委員

- ・ しょうゆ以外の塩分というのは、ほかの調味料も塩分の数字を書きかえたということなのか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ ほかの食材に含まれている塩分も、栄養量表にある塩分ということで、1日量が合計数量で出てくる。その数字を一括書きかえてしまったということになる。（「悪質だね」の声あり）

○板倉 一幸委員

- ・ 本当に悪質だと言わざるを得ない。自らのやったことを、データを改ざんをして糊塗しようとすることになるわけだから。実際にそのことによって栄養上の障害を受ける方が出てくる可能性、危険性も当然あるわけだから。
- ・ これは、実際にはどのくらいの塩分だったというのはわかっているのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 実際の塩分量についてのお尋ねだけれども、1 ページ目の一番下の3行だ。紙ベースの献立表からもう1回再現して、ある程度実態に近いデータにもう一度やり直して、別の人間が塩分を再計算した。その結果一月に基準を超える日が数日あると。そして、塩分は最大で6グラム未満であるべきところ7グラム前後の、最大で7グラム前後のときがあったと推定されたところだ。

○板倉 一幸委員

- ・ それで、減塩しょうゆが使われてないことによって、本来あるべき塩分量より多く塩分をとった患者さんはどのくらいいらっしゃるのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 資料の2ページの上から4行目から5行目に書いているけれども、平成24年8月から平成25年7月までの特別食加算の診療報酬581万2,404円を自主返還すると言った。この581万円は基準を超過していないものもあるけれども、内訳はレセプトの枚数——診療報酬の計算書だ——レセプトの枚数で2,635枚だった。このレセプトというのは1人の患者さんに月1枚つくられる。だから、月をまたいで市立函館病院に入院していた患者さんもいらっしゃるから少し引かなければならないが、2,635人に近い方が減塩食を提供されていて、そして超過していたのは一月のうち五、六日だけれども、市立函館病院の一般病床に入院される患者さんの平均在院日数というのは大体13日から14日だから、半月くらいは入院なさっている。そうすると、月に五、六回基準を超過していたとすると、やはり入院期間中に二、三回は超過していた食事が提供されていたんじゃないかなと推計される。だから、先ほど申し上げた2,635枚、それに近い人数の方に基準超過の減塩食が提供されていたと推定している。

○板倉 一幸委員

- ・ かなりの数の患者さんにそういったことがあったということだから、これは医療機関としては非常に責任の重いことだと思う。冒頭、病院局長から陳謝のお言葉があったけれども、今後こういうことが絶対に起きないようにしていただく必要があると思う。
- ・ それで、自主返還ということで診療報酬581万2,404円を返還する手続をとったということだが、その自主返還の言葉の意味についてお聞かせいただきたい。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 今回、このような基準超過という問題が生じたので北海道厚生局と協議を重ねたところだけれども、病院として基準を超えていない分も含めて、過去1年間の減塩食の加算で自発的に返還したということだ。この自発的に返還するという以上の行政処分になると返還命令という、北海道厚生局のほうから医療機関に対して返還命令をすると。それだけにとどまらず、そこに保険医療機関としての指定の取り消しというような重い処分も加わる可能性がある。つまり保険がきかない医療機関だから、患者さんがみんな10割負担しなくてはならない病院になってなかなか経営として立ち行かないというような、そういう処分を受ける場合もある。

今回の自主返還というのは、市立函館病院のほうから、この問題について北海道厚生局のほうに速やかに報告して、返還するという姿勢を厚生局に示したものだから、自主的な返還というところで、そこまでの行政処分ではなかったというふうにお考え願いたいと思う。

○板倉 一幸委員

- ・ ちょっと分けてお聞きしたほうが良いと思うが、まず自主返還をしなければ行政処分が下されると、やったことではなくて診療報酬の分を返さなければそういったペナルティを受けるといったことなのか。返せば受けないということなのか。そういうことなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 2年ほど前、北関東の大学病院が厚生局のほうから保険医療機関の指定の取り消しと診療報酬の返還命令をされたという事例がある。このときの返還額は8,284万円だけれども、これはその医療機関が、先にそういう不正な診療報酬の請求があったということ自分のほうから厚生局に届け出て、返還すると申し出ただけだけれども、それでもやはりその不適當だった、不正だった請求というのが、何とか程度、それからそれに対する金額もあるし、あるいは問題の大きさみたいところで、自主的に申し出て返還すると言っても、やはり行政処分になる場合もある。

今回の北海道厚生局さんの判断は、減塩食の基準超過というものの頻度だとか程度だとか、あるいは金額などというのも総合的に見た上で自主返還という取り扱いにさせていただいたと認識している。

○板倉 一幸委員

- ・ その北関東の事例というのは、原因は何だったのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 平成24年9月に、新聞報道で私も知ったんだけど、北関東にある大学病院で施設基準を満たしていない手術——手術というのは、こういう機器をちゃんと持ってなければいけないとか、あと症例を幾らか積まなければできないというような、そういう手術の施設基準、届け出をしていないのにその手術を実施して、別の手術だと言って診療報酬を不正に受け取ったと。そういうようなことも含めて、幾つか重なったものがあるようだけれども、非常に多額の診療報酬を不正に受け取っていたということで、それは後から自分で申しわけないと、お返しすると言っても、結果的に返還命令、そして保険医療機関の指定の取り消しという処分がなされたというものだ。

○板倉 一幸委員

- ・ そうすると当該事案についても、自ら返還をするということを申し出なければ、返還命令が出される事案だという受けとめでいいのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ もし、これを我々が黙っていれば、返還命令になった可能性はあると思う。

○板倉 一幸委員

- ・ そのことはわかった。
- ・ 先ほど管理部長は、基準を超過していない分も含めて返還をしたとおっしゃっていたが、その基準を超過していない部分の額を返還しなければならないと考えるその根拠は、どういうことなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 基準を超過していなかった分も含めてと申し上げたけれども、1年間のデータを改めて実態に近いところに還元したところ、基準を超える日が月で数日だから、残る月の二十四、五日は基準以内だったと把握している。それらも含めて自主的に返還したのはどういう考え方かということなんだけれども、これは病院としてしっかりとチェックする機能がなかった、複数の目でチェックする仕組みをつ

くっていなかった、こういう病院の管理体制に大きな問題があったと認識して、病院としてそこは自発的に返還しよう判断した。

○板倉 一幸委員

- ・ 要は基準内のほうの診療報酬は、返還をしなさいと言われるものではないんだね。分離ができれば、基準を超過をしてこれだけ不正にいただいていたと、だからその分は返さなければならぬと。だけれども、こっち側は基準内だから正規にちゃんとやったので、そこは別に返還を求められるということはないと。こういうふうに分けられるものではないのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 特別食の加算は1日1日の単位なものであるから、基準超過をしているところは請求するのはよろしくないけれども、基準内であれば請求することは問題ない。ただ、きょうは基準内だけれどもきのうは基準外だったと。で、こっちはこっちでもらっていいだろうというのも、病院としていかがかなというの、今回基準を超過していなかった分も含めて1年分を返還したという、そういう姿勢だ。

○板倉 一幸委員

- ・ 私の考えは、どこまでいいのかは別にしても、病院としてのこういったことを引き起こしたという責任、それから全体でそういうことがチェックできなかったという責任ももちろんあるだろう。そして、そういう意味では不正にその分の診療報酬をいただいていたという責任もあるだろう。そういうことを起こした責任や、これから正していく責任は当然あるけれども、それはそれに伴って返還しなければならないものは返還をする。しかし、正当にいただいた診療報酬は、保険者や被保険者の皆さんから入院費や治療費として頂戴しているものだろう。それを病院が、自ら襟を正すということでお返しをするということと少し意味合いが違うのではないかと思うんだけど、そうは思わないか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 資料の1ページの下の方の5行くらいなんだけれども、実際に提供された食事のデータの書きかえがされたものだから、実際に提供された食事を全期間にわたって完全に調査することが不可能になってしまったわけだ。そこで紙ベースのものでもう1回復元してやったんだけど、それが本当に実際に提供された——恐らくは実際に提供された食事とほとんど同じだったと思うけれども、結局これら基準を超えた日が月に数日くらいだったと、最大で7グラムくらいだったというの、やはり推定だったというところもある。したがって1年分の、基準を超えていないと推定できるんだけど、その分もきちんと返すべきだろうという判断をしたところだ。

○板倉 一幸委員

- ・ お話は大体わかった。改めて申し上げるけれども、市民の皆さんの命あるいは健康を守っていく責務を負った公立の病院が、こういう事態を引き起こしたということは非常に遺憾なことだと思う。
- ・ それで、健康被害を受けたという患者さんの申し出というのは特になんか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 今のところはない。

○板倉 一幸委員

- ・ そういうことで、病院の管理体制あるいは運用体制をしっかりとやっていただくということを、この

際、もう一度院内で徹底をしていただきたいと。そのことを申し上げて、私は終わらせていただく。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 本当にこの話聞いたときに信じられないという気持ちでした。管理栄養士といたら、普通の栄養士と違った専門技術を持った資格の方だと思っているけれども、まずこの管理栄養士さんが献立をつくって調理をする。その調理の段階で気がつかなかったんだらうか。8月29日に病院長直下の調査委員会を設置して調査をしたと思うんだけど、その時点で調理員さんたちの意見はどうだったのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 調理の段階で気がつかなかったのかというお話だ。給食をつくっているのは委託業者なんだけれども、そこにも管理栄養士さんは配置はされている。ただ、今回これを担当していた管理栄養士は非常にベテランの主査職ということで長くいて、業者さんもその方には指示にきちんと従ってずっと業務をやってきたという中で、あまり疑問を持たずにこれで大丈夫なんだろうということで実施していたところだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ あまり疑問を持たずにと言われると、本当にその委託業者でいいのかと言いたくなってしまうけれども、きょうはやめておく。
- ・ それで、この管理栄養士さんが調査を開始した直後にデータを書きかえたということで、悪質というよりも犯罪に近いと思うけれども、そこら辺はどういう評価したのか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ データを書きかえた件に関しては、私も直接お話を聞いた。なぜこのようなことをしたのかということを知ったら、行為の後だったものだから、本人はなぜそういうことをしたのか自分でもわからないという話はしていた。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 管理栄養士さんが病院食の味を落とすしかなかったとこの報告書に書いているけれども、その背景にこの間何かあったのか。例えば苦情が山ほどあったとか。どうなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ まず、データを書きかえたことに関して補足するけれども、確かに担当していた管理栄養士は大分気が動転して、本当に何でこんなことをしてしまったんだらうというふうに言ったわけだけれども、できるだけ基準超過している日を少なくしたかったという意図はあったと聞いている。日数を少しでも少なくしたほうが病院に迷惑がかからないのではないかと思ったというんだ。それは決していいことではないし、悪質だとは思わなくてもそういう意図だったと。まるっきりわからないでやっていたというわけではないと把握していた。
- ・ それから、平成23年度から減塩しょうゆを使うことにしたんだけど、それは普通のしょうゆを使うと、どうしても6グラム未満に抑えようとすると非常にメニューが限られてきて、患者さんからバラエティーに乏しいというようなことが言われたものだから、減塩しょうゆを使っている少しメニューを広げようという意図だったんだけど、やはり味が薄味だという苦情というのは結構寄せられるものだから、担当している管理栄養士として、やっちはいけないんだけど少し味を濃く

してそういった苦情にも対応しようと考えたと把握している。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 治療食だからこそ、特別加算がついて診療報酬上でも保証されているわけで、それを分かっているがらなぜこういうことをしたのか本当に不思議で不思議ではない。
- ・ 市立函館病院には、栄養管理委員会というものもあるだろう。これは、どのくらいの割合で委員会が行われていて、この中でどういう話し合いをしてきたんだろうか。何か特別なことがない限り、この栄養管理委員会というものは開かれないものなのか。そこら辺どうなんだろうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 栄養管理委員会についてのお尋ねけれども、委員会の構成は担当の副院長が委員長だ。それ以外に医療部長の医師、看護局長、事務局長——管理部次長だ——それから医事課長、栄養管理課の主査、栄養管理課の管理栄養士、委託している給食業者、そういうメンバーでやっている委員会だ。

現在はこのような状況もあったものだから、平成25年度は毎月開催する形にして患者給食の状況も全てそこに報告して、改善の状況などもその委員会の中で議論して把握しているということなんだが、平成23年度、平成24年度は年3回開催することになっていたが、その会議録も整理されていなかったもので、非常に形式的な委員会としてやられていたところに問題があったと認識している。

○市戸 ゆたか委員

- ・ この事件があつてからは月1回だけれども、そのほかは年3回ぐらいということで、集団で組織的に何か対応できるようなシステムというか、そのために栄養管理委員会を定期的に設けるということなんだけれども、そのほかに患者さんからの意見も毎月ちゃんと聞いていくとか、病棟に管理栄養士さん回って指導していると思うけれども、そういうときにもきちんとお話を聞いていくとか、そういうふうにしていただければと思う。
- ・ それで最大の、私たちがこの問題に関して不審を抱いているのは、なぜ議会に報告がなかったのか。これが発覚したのが8月、この間に調査も含めて返還したのが10月だ。ということは、返還してから12月議会もあったので、そこで報告するべきだと私は思うんだ。マスコミに出たからこういう報告をするのではなくて。この間、経営改善するために議会も一緒に議論してきたし、市民の信頼を損ねないように議会としてもいろいろ提言してきたと思うんだけど、なぜ議会に報告ができなかったのか。しようとしなかったのか、それとも何かあったのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 議会の報告がなぜなかったのかというお尋ねだ。先ほど申し上げたことの繰り返しになるけれども、今回は北海道厚生局に直ちに報告して、どういう取り扱いをするか協議をしてきた。その結果、病院が基準を超えていない分も含めて過去1年分の減塩食加算の全額を自発的に返還するという取り扱いになったと。つまり、返還を命令されるというペナルティーは課されなかったんで、私ども病院のほうで公表はしなかった。今振り返ると、いろいろ問題があったと反省しているので今後こういうことについては十分に検討して、きちんと対応してまいりたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今回、診療報酬約600万円返金したということで、過去にもこういう返金をしたことはあるのか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ 何年何月かは記憶にないけれども、自主的な返還というのは過去、私が覚えているのはある。それは薬品だったんだけど、薬価の金額が誤って点数計算が少しずれていたということで、幾分か、金額も申しわけない、具体的には覚えていないけれども、一時期返還したことはある。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今、病院の経営を改善していこうと動いている最中にこういうことがあったということで、本当に残念に思っているけれども、今後、議会にきちんと報告して、議会としてもどういうふうに改善していくか意見も聞きながらぜひ行っていただきたい。それと、栄養管理委員会をもう少し充実していくようにしていただければということで、私の質問を終わる。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 今までのお話を聞いていると、1年間の特別食加算の診療報酬を返還命令の前に自主返還をしたと、すぐそこを強調されているようにも聞こえるんだけど、実際に、本来は減塩食であるはずなのにそうではない食事を提供していたのは、一体いつからいつまでなのか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ 過去のデータが書きかえられたために推測なんだけれども、経緯の②に書いているように、平成23年度から減塩しょうゆを使用することにした。しかしながら、すぐ減塩しょうゆだとちょっと味が薄いということで、現場には減塩しょうゆを使わなくてもいいという指示がされたと聞き取っているので、平成23年度のどこかから、恐らく基準超過をしていたらと推計している。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 2ページの⑤に「病院では、他の管理栄養士に、適切な献立を作成させ、それに基づいた食事を患者さんに提供することを最優先にして取り組んだ」ということだが、これはいつからそういう食事を提供したんだろうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ この担当の管理栄養士を、9月早々に担当から外した。9月の中旬くらいから残る2人の管理栄養士、NSTとか栄養指導を担当していたんだけど、そちらの業務はとりあえず休んでもいいと。とにかく患者さんにきちんと適切な食事を提供することを最優先にして、そちらの業務は休んでもいいからそこに専念してほしいということだったんだ。9月中旬からそういう体制でやったところだ。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 自主返還をしたのは1年間だが、平成23年度のいずれかから平成25年9月中旬前までという、それ以上にそういう食事は提供されていたというのが事実だと思うんだけど、一番心配なのは患者さんへの影響だと思う。(2)では、患者さんへの身体的影響は血圧に関してはそれほどの影響大きなものではないと推測されると書かれているが、特に減塩食を提供される方は血圧だけではなくて、例えば腎臓の機能の障がいの方だとかもいるのではないかと思うんだが、そういった方たちへの影響はどうだったんだろうか。

○病院局管理部次長（秋元 浩）

- ・ 個々の個体によって、影響は変わると考えている。おっしゃったとおり、血圧だけではなく腎臓も

あるし、心臓もあると思う。腎臓に対する影響と言われると、それはなかなか大きな解析の文献というのも特に見当たりもしなかったところだ。

○齊藤 佐知子委員

- ・ わかった。それで、(3)に「再発防止策の実施」というのがある。御答弁では、10月21日からコンプライアンスの窓口を設置して開設をしたとなっているが、どこにその窓口があるのかということと、それから普通の一般の患者さんはコンプライアンス窓口と言われても何の窓口なのかはわかりづらいと思うのだが、そのあたりはどのようにお知らせをしているのか教えてほしい。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ コンプライアンス窓口についてのお尋ねだけれども、このコンプライアンス窓口というのは、法令や基準を順守する当然のことに対して疑念があるときに、病院のスタッフが意見を寄せるということ想定してつくった窓口だ。函館市でいうと、総務部に職場倫理ホットラインというのがあるけれども、内部でいろいろ問題があるのではないかとということをきちんと管理部門に伝えるという窓口で、普通の患者さんとかご家族には箱を置いて、皆さんの声というところで病院に対するいろいろな問題は声を寄せてくださいというふうにやっているところだ。

○齊藤 佐知子委員

- ・ わかった。一般の方ではなく、病院のスタッフの方々が言う窓口ということだ。函病も少しずつ患者さんもふえたり、いいお話がある中でこういうことが今回起きたので、今後とも再発防止をしっかり頑張っていたきたいと思って終わる。

○工藤 恵美委員

- ・ 新聞報道されて、いろいろな方々からお電話をいただく。それはやっぱり市立函館病院で起きた事件だということと、それから管理栄養士という職業の人がこういう事件を起こしたことに対して、非常に市内にいる管理栄養士さん方に対しても人材の質が危ぶまれるというか、影響があるのではないかとということでお話を伺ったりする。
- ・ 平成25年11月25日に訓告処分をして自主的に退職したということなんだが、この処分について、訓告処分でもいいのかどうか。皆さんのお話を聞いてると悪質だとか、犯罪に近いという話が出てきているが、この処分ではよかったのかどうかというところはいかがか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ この担当職員の処分についてのお尋ねだけれども、減塩食が基準超過していたことについては病院の信頼を損ねる深刻な問題であり、この担当職員に大きな過失があったと把握している。ただ、病院としてしっかりとチェックする機能がなかったこと、それから複数の目でチェックする仕組みをつくっていなかったこと、そのような病院の管理体制にも大きな問題があったと認識している。このように考えて、自発的に加算を返還するという一方で、返還の命令をされるといったペナルティーには至らなかったということも踏まえて、この担当職員の個人の処分につきましては訓告という扱いにしたところだ。

○工藤 恵美委員

- ・ 部長のお話を聞いてると、病院側に落ち度があったみたいに聞こえてくるけれども、そうではなく

てやっぱりこの人が悪いのではないのかと思う。栄養管理委員会を充実させることは必要なことだとは思いますが、やっぱりこの事件はこの方の事件なのではないかと思うんだ。病院のせいではないと思う。多くの日本中にある管理栄養士さんの名誉を守るためにも、この方が改ざんしたりお医者さんのいうことを聞かないで処方したことに對して、やっぱりこの人にもうちょっとペナルティを科すべきではないのかなと思います、いかがか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎）

- ・ この担当職員の処分については弁護士にも相談した。工藤委員がおっしゃるには、この人個人の責任が大きいのではないかというお話だったんだけど、このときには管理栄養士が4人いて、皆が協力してチームとしてやるという仕組みというのをつくれなかったのかという、つくれたのにそのところを病院として怠っていたのではないかとと言われて、私たちもそのところは率直に受けとめたところだ。したがって、この個人の方の責任を強く責めるより、病院としてきちんと対応していくことのほうが、今後の再発防止も含めて、そこが大事だろうと判断して今回のような処分にしたところだ。

○工藤 恵美委員

- ・ よくわかったが、もう一言だけ言わせていただければ、その4人の管理栄養士さんたちが本来であれば同じ行動をとらないといけないというお話だけでも、そういう体制をとれない何かがあったのではないか。問題を起こした方が一人でやってたんだろう。この人に問題があるのではないか。そこに問題があって、システムばかりつくっても仕組みばかりつくっても、質のいい人材を置かなければ何の解決にもならないと思うんだ。市の職員だから、何か問題あってもすぐやめさせるわけにはいかないのはよくわかる、民間の病院と違って。それはわかるけれども、よい人材、質の高い人材を確保するとか、それから普段から養成するということは必要だと思う。治療食ということはドクターの処方があるわけなんだろう。それを言うこと聞かなかったということだ。もっと厳しい処分があってもいいのではないかと思うが、病院局長も同じお考えか。

○病院局長（吉川 修身）

- ・ 実は本当に管理者としてはすごく腹立たしく思うが、やはり法律が関与するので法律の専門家と相談して、いやそれは無理だろうという話がどうしても出たんだ。これだけ病院の管理責任があるから無理だろうという法律家の意見を尊重させていただいて、ある意味では歯ざしりして我慢したところである。

○工藤 恵美委員

- ・ わかった。終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ ここで理事者は、退室願う。

（病院局 退室）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題終結宣告
-

(3) 産後ケア事業について

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回委員会でこれまでの調査を踏まえ、まとめに向けた協議を行っていくことを確認していた。そこで、正副で資料を取りまとめたので事務局に配付をさせる。

（事務局 資料配付）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 資料説明：「産後ケア事業について」まとめ（案）（当日配付 民生常任委員会正副委員長調製）
 - ・ 資料の説明は以上だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
 - ・ それでは、本件については修正等、何かあるか。（「なし」の声あり）
 - ・ ということで確認する。
 - ・ なお、本件については、当委員会を代表して正副委員長より理事者に提言書を手交することとし、字句の修正については委員長に一任願いたいと思うが、これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
 - ・ それでは、本件については調査を終了する。
-

(4) 地域包括ケアの推進について

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回委員協議会において、地域包括ケアシステムに関して調査する旨、確認していた。
- ・ まず、調査事件名についてだが、議題のとおり「地域包括ケアの推進について」ということで今後進めていくことでよろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ それでは、そのように確認した。
- ・ 調査に当たり、正副で資料を調製したので事務局に配付させる。

（事務局 資料配付）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 資料説明：地域包括ケアの推進について（当日配付 民生常任委員会正副委員長調製）
- ・ 次に、本件の調査項目についてだが、地域包括ケアシステムは先ほどお話しさせていただいたとおり、調査項目が広範多岐にわたることから、正副としては調査項目を絞って調査してまいりたいと考えている。具体的には、配付させていただいた資料の「2 国の動き」の中で、国が重点的に取り組むことが望ましい事項として、①から④の4項目を掲げており、正副としては、本市が今後地域包括ケアを推進していく上で「② 医療との連携に関する事項」が特に重要であると考えていることから、②の視点で調査を行ってまいりたいと考えているが、いかがか。

○板倉 一幸委員

- ・ 医療との連携は重要なことだからそれはいいけれども、それだけでいいのか。確かに広範多岐にわたるけれども、例えば高齢者の生活支援サービスの充実だとか、あるいは社会参加だとか、そういったことも重要な位置を占めると思う。元々の地域包括ケアシステムは、住まいとか医療とか介護とか予防とか生活支援だとかということが一体として提供されるような、そういうシステムを想定しているだろう。だから、その中で特に医療が重要であるということで取り組むことは、それはそれでいいんだが、それにかかわってもう少し、他の事項なども関連性があればできるようにしてほしい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 正副としてはそのように考えたんだけど、皆さん御意見があればそれも。あんまり広範多岐になるとなかなか調査できないと思うんだけど、今のよう、こういうところもきちんと押さえての調査もということであれば、そういうことも加味しながら。

○副委員長（池亀 睦子）

- ・ 函館市としてこのケアシステムを構築していく上で、医療の連携というところが一番ネックになってくるということも若干ちょっと情報収集していて。であるならば、うまくいっているところを見て、市に提言していけるのかなということもあった。

○北原 善通委員

- ・ この1月で27万4,151人いるんだけど、65歳以上が81,785人、29.8%だ。2月は29.9%だった。今月になったら30%。あとは10年したら大変な事態だ。私なんか特に間違いなくいないと思うんだけどね。とにかくあと10年したら、もうこれ減っていくから、平成25年からどんどん減っていくから。子供だって0歳から15歳までは28,889人だ。10.5%、この1月で。これは大事なことだ。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 医療との連携が大事だということもわかるんだけど、今、函館市としては日吉町に福祉のコミュニティエリアを進めていくという話もあって、そことまたこの地域包括ケアって結構関係していると思ったりもするし、そういう意味では今回陳情でコレクティブハウスの、住まいの、老人も含めての住み方というものもあったりして、私はこの「③ 高齢者の居住」も、医療も大事なんだけど、大事ななと思ったりもする。

○工藤 恵美委員

- ・ 医療というと、なかなか病院との連携は難しくて進みづらいものだと思う。これから予防ということで、私たちが近い将来高齢者になるわけだけれども、そのときにはその対応よりも予防を中心に考えていかなければならないとすれば、③か④、できれば2つで調査したいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私も医療に特化するのちょっとどうかなと思うので。医療は必要だと思うんだ、命にかかわる問題もあるので。医療と③と④をくっつけて調査するというところでどうだろうか。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 全体含めて、①から④を含めて当然大事なことなので、正副としてはちょっとぎゅっと絞ったほうがいいなと思ったんだけど、皆さんの意見がそうであれば、薄まることはないと思うので、②、

③、④含めて、皆さんの意見を反映させる形で調査していきたい。今のところ上がったのは②、③、④も重要だということだ。（「はい」の声あり）

- ・ わかった。それでは、そのように確認したいと思う。
- ・ 次に、調査の進め方だが、後日改めて地域包括ケアの推進にかかわる本市の取り組み状況について理事者より説明を受け、その上で先進事例の調査を行いたいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ それでは、そのように確認する。
- ・ ほかに、御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ お諮りする。閉会中継続調査とすることに決定した本件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思う。これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
- ・ 異議がないので、そのように決定した。
- ・ 議題終結宣告

(5) その他

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次に(5)だが、各委員から何か御発言あるか。

○佐古 一夫委員

- ・ 意見書の提出について、協議いただきたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ じゃあ、事務局。

（事務局 資料配付）

○佐々木 信夫委員

- ・ 陳情第38号だろう。

○工藤 恵美委員

- ・ 陳情第38号に対して、意見書を。

○佐古 一夫委員

- ・ 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を、民生常任委員会から提出したらどうかということ、皆さんに諮っていただきたい。

○佐々木 信夫委員

- ・ 陳情は出てるけれども、それを踏まえて意見書を出すっていうんだろう。

○佐古 一夫委員

- ・ そうそう。

○佐々木 信夫委員

- ・ ああ、いい。委員長、整理してくればいい、今の。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ただいま、佐古委員より手話言語法、仮称だけれども、制定を求める意見書案について、この民生

常任委員会から提出したい旨——でよろしいか。

○佐古 一夫委員

- ・ そうだ。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ その旨の提案があった。皆さん、いかがか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ これは陳情第38号を受けて、意見書を提案したいという整理でよろしいか。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 陳情書としても出てるんだけど、となれば陳情書出れば全部議論というふうになるんで、陳情書によって扱いが変わるんで、今回は陳情も出ているけれども佐古委員の提案ということで考えていただきたい。

○板倉 一幸委員

- ・ 陳情は確かに陳情で出されているが、添付をされた資料などを見ても、手話を言語であるという位置づけをして認知をしていただくと。こういうようなことを含めて進めて行くべきだと思うので、意見書案として提出することに賛成をしたいと思います。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほか、御発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ これに関してはいい。賛成だ。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ それでは、当委員会から議長に意見書案を提出するというのでよろしいか。（「はい」の声あり）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 異議がないので、そのように決定した。文案については、配付のとおり議長へ提出することとし、事項、字句の修正については委員長に一任願いたいと思うが、これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 異議がないので、そのように決定した。
- ・ その他、各委員から何か御発言あるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 陳情第39号の、先ほど斉藤委員のほうから出てきた、コレクティブハウジングに関する陳情書を読ませていただいたけれども、まさに地域包括ケアの推進に向けて、こういう施設もあるんだと私も勉強させていただいた。それで、調査事件にしてもいいし、今後、この地域包括ケアの推進の中の一つとして調査していくということはいかがかなと思うんだけど、調査事件にするか、参考にするか、どちらでもいいんだけど、どうだろうか。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 今、市戸委員より御提案があったけれども。

○板倉 一幸委員

- ・ 一つの調査事件として取り上げるというところまでは。「にはならないけど」の声あり）かなという気がするので、これから地域包括ケアの調査をしていく中で、こういった事例や、あるいは意見、考えなども参考にしていくと。こういう扱いでどうだろうか。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほか、何か御発言あるか。

○工藤 恵美委員

- ・ どう扱うって。

○板倉 一幸委員

- ・ いや、地域包括ケアの調査をする中で、この今、出されている陳情の意見だとか、考えとか、あるいはそういうものも参考にさせていただくという。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 別個にしないで、一つだけにしないで、地域包括ケアの中に入れてやったほうがいい。

○工藤 恵美委員

- ・ 結論は出さなくていいのか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ いいの、だから。

○工藤 恵美委員

- ・ いいのか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 陳情として、調査にするわけじゃないから。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 一応、提案しておく。

○工藤 恵美委員

- ・ 継続にするのか、それならちょっと。

○板倉 一幸委員

- ・ 継続にはしない。

○工藤 恵美委員

- ・ 継続でもないのか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 継続でもない。

○佐々木 信夫委員

- ・ 取り上げないでいいだろう、正式には。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 正式には取り上げないけれども、これを一つの問題提起という形で、先ほどの調査事項に加味するということだ。そのような取り扱いでよろしいか。「はい」の声あり

- ・ それでは、それで確認する。
 - ・ それでは、2の調査事件を終わる。
-

3 その他

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次に、3のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午後2時43分散会